



埼玉県報

第 2740 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 16 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし（共助社会づくり課）
- 埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例のあらまし（環境政策課）
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（高齢者福祉課）
- 食品衛生に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（食品安全課）

条例

- 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（共助社会づくり課）
- 埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課）
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）
- 食品衛生に関する条例の一部を改正する条例（食品安全課）

規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 特定非営利活動法人の認定に係る告示（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る告示（共助社会づくり課）
- 埼玉県環境影響評価技術指針の一部改正（環境政策課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

本号で公布された条例のあらまし

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）

（税務課）

一 趣旨

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長する。

二 内容

超過税率を課する特例期間を五年間延長し、平成三十三年一月三十一日までに終了する事業年度分までとする。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

二 内容

指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉（さいたま市）

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）（環境政策課）

一 趣旨

環境影響評価法の一部改正を踏まえ、放射性物質による大気の汚染等について、環境影響評価の対象とするための改正

二 内容

環境影響評価の対象から放射性物質による影響を除外する規定を削除

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

(一) 指定通所介護事業所等が実施する介護保険制度外の宿泊サービス等について、厚生労働省令で示された基準を新たに制定し、一部本県独自の基準を追加する。

項目	基準の概要
届出の対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護事業所等の部屋に宿泊させる事業 別棟の建物の部屋等に宿泊させる事業（本県独自の基準）
届出の内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始前の届出 変更、廃止、休止の届出（本県独自の基準）
サービスの一般原則の準用	<ul style="list-style-type: none"> 条例第四条に規定する指定居宅サービスの事業の一般原則を、宿泊サービス等を提供するときについて準用する。（本県独自の基準）
非常災害時用の物資の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊サービス等を提供する事業者は、食糧等の備蓄に努めること（本県独自の基準）
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の報告及び事故対応記録の整備

(二) その他、養護老人ホームが行う介護サービスの提供方法などについて、厚生労働省令で示された基準のとおり改正する。

項目	基準の概要
(例) 特定施設入居者生活介護の基本方針	<p>養護老人ホームが行う介護サービスの提供方法について、従前からの外部サービス利用型に加え、施設職員が直接介護サービスを提供する通常の方法も可能とする。</p>

三 施行期日

平成二十七年十月十六日（ただし、宿泊サービス等の基準については平成二十七年十二月一日）

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）（食品安全課）

一 趣旨

食品の製造技術及び包装技術の発達により、保存性に優れた食品が製造されている実態に鑑み、営業及び行商の一部について許可を要しないこととするための改正

二 内容

(一) 食料品の販売業

- ア そうざい及び弁当類のうち、容器包装詰加圧加熱殺菌食品（レトルト食品）、缶詰食品及び瓶詰食品は許可不要とする。
- イ 魚介類加工品、食肉製品、豆腐及びその加工品、菓子、パン並びにめん類のうち、容器包装入りで常温保存可能な食品は許可不要とする。
- ウ アイスクリーム類は許可不要とする。

(二) 行商

- (一)で許可不要とした食品を行商でも許可不要とする。

三 施行期日

公布の日

条 例

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十四号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年一月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十五号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

9	特定非営利活動法人環境ネットワーク ーク埼玉	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号
---	---------------------------	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十六号

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の埼玉県環境影響評価条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第十八条第二項の規定による環境影響評価書の提出がなされる対象事業について適用し、その他の対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十七号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「平成十一年厚生省令第三十八号」の下に「。第百六十五条第二項において「指定居宅介護支援等基準」という。」を加える。

第六十四条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第八十条中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
第八十五条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百四十一条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この項、次条第五項及び第八節第四款において「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条第五項及び第八節第四款において「構成員」という。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
第八十六条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百三十七条に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第四百四十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加え

る。

第百二条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事が行ったものに限る。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

5 前項の規定による届出をした者（次項において「宿泊サービス事業者」という。）は、当該届出に係る事項に変更があった場合には、当該変更があった日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

6 宿泊サービス事業者は、第四項に規定する指定通所介護以外のサービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の前に、その旨を知事に届け出るものとする。

7 第四条の規定は、第三項ただし書の場合において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事を行ったものに限る。）が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときについて準用する。この場合において、同条第二項中「指定居宅サービスの事業を運営する」とあるのは「利用者に対して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する」と読み替えるものとする。

8 前項のサービスを提供する指定通所介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

第百十一条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百十一条の二 事故発生時の対応に係る基準は、省令第百四条の二に規定する基準の例によることとする。

第百十二条第二項第五号中「第百五条において準用する省令第三十七条第二項」を「第百四条の二第二項」に改める。

第百十三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に改め、「、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条」とを削る。

第百十五条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第三十条第二項第六号中「省令第五十五条の十九において準用する省令第三十七条第二項」を「次条において準用する第一百一十一条の二の規定によりその例によることとされる省令第四条の二第二項」に改める。

第三十一条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第百十一条」を「第百十一条の二」に改める。

第三十五条中「から第四十一条まで」を「、第四十一条」に改め、「、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第九十九条において準用する省令第三十七条」とを削る。

第三十六条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第四十条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第四十一条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十条第二項中「。第二百十八条第三項及び第六百四十一条第三項において同じ」を削る。

第六十五条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第八十三条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「平成十八年厚生労働省令第三十四号。」の下に「以下この条及び」を、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第八十九条中「「看護職員」と」の下に「、第六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第二百十八条第一項中「附則第四条」を「附則第五条」に改め、同条第二項中「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十四条 削除

第二百三十七条第二項第八号を削る。

第二百四十条第二項中「附則第四条第二項」を「附則第五条第二項」に改める。

第二百四十八条第二項第十号を削る。

第二百四十九条中「第二百二十三条から」を「第二百二十三条、第二百二十五条から」に改める。

第二百五十九条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
第二百七十七条の十二中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二百七十七条の三十二第二項第一号中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、同項第二号中「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に改める。

第二百七十七条の三十三中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、「省令第十三条第十二号」を「省令第十三条第十三号」に、「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に、「省令第十三条第十三号」を「省令第十三条第十四号」に改める。

第三百五十八条第五号及び第三百七十二条第二項第七号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第三百七十五条第四項第二号ただし書を削る。

第三百八十四条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に、「省令第三十六条第二項」を「省令第三十六条第三項」に改める。

第四百十条第四号及び第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第二項」を「第

三十四条第三項」に改める。

第四百三十八条中「第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第二項」を「第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第三項」に、「第三十四条第二項」と、「第三十四条第三項」と、「」に改め、「、同項第五号中「第四百二十条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百二十条第二項」と、同項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条第二項」と」を削る。

第四百八十八条の七中「第五百六十四条第一号」を「第五百二十四条第一号、第五百六十四条第一号及び第五百七十七条第二項」に改める。

第五百十四条第十五号中「第五百二十四条第九号」を「第五百二十四条第十号」に改める。

第五百二十四条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第六号及び第五百六十三条第六号において「構成員」という。）により構成される会議をいう。第六号並びに第五百六十三条第一号及び第六号において同じ。）」に改め、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第五百五十五条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第五百六十三条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

第五百六十三条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第五百二十四条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

第五百七十七条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第六百四条中「平成十八年厚生労働省令第三十六号。」の下に「以下この条及び」を、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第六百十条中「省令第三百三十六条」との下に「、第五百七十七条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第六百四十一条第一項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に、「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第六百四十七条を次のように改める。

第六百四十七条 削除

第六百五十五条第二項中第二号を削り、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六百六十四条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第六百六十五条第二項中「附則第六条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

第六百七十一条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。」の下に「又は法第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)」を加え、同条第三項中「種類は」の下に「、指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下この項において「指定居宅サービス等基準」という。))第四条に規定する指定訪問介護をいう。次項第一号において同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。次項第二号において同じ。)」を、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第一号において「指定第一号訪問事業」という。))に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第二号において「指定第一号通所事業」という。))に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問看護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。))に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第六百七十二条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第六百七十六条中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第六百八十二条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽きんさんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第六百九十条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第六百九十三条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

附則第三条第一項中「附則第五条」を「附則第六条」に改め、同条第二項中「平成二十七年埼玉県条例第十四号」の下に「。次条において「平成二十七年改正条例」という。」を加える。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条 平成二十七年改正条例による改正前の介護保険法施行条例第五百三十五条に規定する指定介護予防通所介護事業所の設備に関する基準は、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、介護保険法施行条例の一部を改正する条例（平成二十七年埼玉県条例第五十七号）による改正後の介護保険法施行条例第百二条の規定を準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二条第一項	指定通所介護の	指定介護予防通所介護の
第百二条第二項第一号イ	指定通所介護の 指定通所介護事業者が法 第百十五条の四十五第一 項第一号ロに規定する第 一号通所事業（旧法第八 条の二第七項に規定する 介護予防通所介護に相当 するものとして市町村が 定めるものに限る。）に 係る指定事業者	指定介護予防通所介護の 指定介護予防通所介護事 業者が指定通所介護事業 者
	当該第一号通所事業とが 指定通所介護又は当該第 一号通所事業 上限をいう。第百七条第 四号及び第百九条におい て同じ。	指定通所介護の事業とが 指定介護予防通所介護又 は指定通所介護 上限をいう。
第百二条第三項	指定通所介護	指定介護予防通所介護

第百二条第四項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
第百二条第六項	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
	第四条	第四百四十一条
第百二条第七項	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
第百二条第八項	指定居宅サービス	指定介護予防サービス
	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
第百二条第九項	指定通所介護事業者が第二項第一号イに規定する第一号通所事業に係る指定事業者	指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者
	指定通所介護の当該第一号通所事業とが	指定介護予防通所介護の指定通所介護の事業とが
	市町村の定める当該第一号通所事業の	第百二条第一項から第三項までに規定する

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第百二条の改正規定、第二百十八条の改正規定（同条第三項を削る改正規定を除く。）、第二百四十条第二項の改正規定、第六百四十一条第一項（「附則第六条」を「附則第七条」に改める部分に限る。）及び第二項の改正規定、第六百六十五条第二項の改正規定並びに附則第三条の改正規定及び附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

条 例

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十八号

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「。以下同じ」を削り、同号イ中「いう」の下に「。ただし、容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品（チにおいて「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。）を除く」を加え、同号ロ中「魚介類加工品」の下に「（容器包装に入れられた食品であつて、冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する必要があるもの（以下この号において「容器包装入り常温保存食品」という。）を除く。）」を加え、同号ハ中「食肉製品」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ニ中「加工品」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ホ中「菓子」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ヘ中「パン」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号トを削り、同号チ中「乾めん」を「容器包装入り常温保存食品」に改め、同号チを同号トとし、同号リ中「弁当類」の下に「（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。）」を加え、同号リを同号チとする。

第三条第一項各号を次のように改める。

- 一 魚介類行商（魚介類及び第二条第一項第五号ロに掲げる食品の行商をいう。）
- 二 食料品行商（第二条第一項第五号イ、ハ及びホからチまでに掲げる食品の行商をいう。）
- 三 豆腐行商（第二条第一項第五号ニに掲げる食品の行商をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の食品衛生に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第三条第一項各号に掲げる行商のいずれかについて許可を受けている者は、当該許可を受けて行う行商が改正後の食品衛生に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三条第一項各号の規定による許可を必要とするものである場合においては、改正前の条例第三条第一項

各号の規定による当該許可の有効期間が満了するまでの間、改正前の条例第三条第一項第一号に掲げる行商について許可を受けている者については改正後の条例第三条第一項第一号の行商について、改正前の条例第三条第一項第二号に掲げる行商について許可を受けている者については改正後の条例第三条第一項第二号の行商について、改正前の条例第三条第一項第三号に掲げる行商について許可を受けている者については改正後の条例第三条第一項第三号の行商について、それぞれ許可を受けた者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第八第二号の表一〇の項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第二十三の一〇の項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リスイツチ

三 代表者の氏名

宮坂 昌資

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市三原五丁目五番地十五―E二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害を持つ方及び、その家族、関係者に対し、精神保健福祉の向上に取り組み、精神障害者及び国民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人中小企業支援センター

（変更後） 特定非営利活動法人ヴァンテアン・プラス

三 代表者の氏名

松永 泉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市南町八番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、中小企業に対してインターネットや情報誌等を利用した企業情報等の提供を行い、中小企業の活性化と日本経済の発展に寄与するとともに、介護予防事業、福祉事業等における臨床美術の普及に関する事業を行い、高齢者やその家族、子供たちの心身の健全な発展と健やかな社会の創出に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クラブラッキー
- 三 代表者の氏名
清水 郁夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市大字石橋三百十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、原則として東松山市内在在勤の子供から高齢者までを対象とし、誰もが、いつでも、いつまでも気軽にスポーツ活動ができる環境を提供し、地域住民の体力作り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人耀の会

二 代表者の氏名

関 正 視

三 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市新倉二丁目二十七番二十五の七〇一号
ライオンズマンション和光第五

四 当該認定の有効期間

平成二十七年十月十五日から平成三十二年十月十四日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人燈台

二 代表者の氏名

羽鳥 明

三 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市大字北本宿百六十一番地四 南福音診療所内

四 当該認定の有効期間

平成二十七年十月十五日から平成三十二年十月十四日まで

廃棄物	
残土	
雨水及び処理水	
温室効果ガス* ⁸	
オゾン層破壊物質* ⁹	
放射線の量	

に定める。

第一の別表二中

「文化財その他の生活環境の状況

	「文化財その他の生活環境の状況
	「一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

を

に改める。

第一の別表三一一から別表三一一二までを次のように改める。

別表 3-1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表 (道路)

影響要因の区分	工事				道路				
	建設機械等の稼働	資材運搬等の車両の走行	即上工事又は既存路、工事の工作物の除去	即上工事	存在・利用				
					道路等の存在	掘削式又は地下式	掘削式又は他の存在	工事用道路等の跡	自動車の走行
調査・予測・評価の項目	環境影響要因の例								
	二酸化窒素又は窒素酸化物 △* 1								
大気質	二酸化硫黄又は硫酸酸化物 △* 1								
	浮遊粒子状物質 ○								
	炭化水素 ○								
	粉じん ○								
大気質に係る有害物質等	大気質に係る有害物質等 ○								
	騒音・低周波音 ○								
振動	低周波音 ○								
	振動 ○								
悪臭	臭気指数又は臭気濃度 ○								
	特定悪臭物質 ○								
水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 ○								
	溶解性有機物 ○								
	窒素及びリン ○								
	公共用水域の水質 ○								
	水質イオン濃度 ○								
	底質 ○								
	過リン酸リン酸カリウムによる有機質消費量 ○								
	過リン酸リン酸カリウムによる有機質消費量 ○								
	底質に係る有害物質等 ○								
	地下水の水質に係る有害項目 ○								
水象	地下水の水質 ○								
	河川等の流量、流速及び水位 ○								
	地下水の水位及び水脈 ○								
	温泉及び鉱泉 ○								
	堤防、水門、ダム等の施設 ○								
	土壌に係る有害項目 ○								
	土壌 ○								
	地盤沈下 ○								
	土地の安定性 ○								
	地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む。) ○								
地象	表土の状況及び生産性 ○								
	保全すべき種 ○								
	動物 ○								
	植物 ○								
	緑の量 ○								
	生態系 ○								
	地域を特徴づける生態系 ○								
	景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源) ○								
	眺望景観 ○								
	自然とのふれあいの場 ○								
人と自然との豊かなふれあいの場 快適な生活環境の保全、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場 ○								
	指定文化財等 ○								
	埋蔵文化財 ○								
	日影の状況 ○								
	電波障害 ○								
	風害 ○								
	陸揚物等 ○								
	雨水及び処理水 ○								
	温室効果ガス ○								
	オゾン層破壊物質 ○								
一般環境中の放射性物質及び評価されるべき項目	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								
	放射線の量 △* 6								

○：構造的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 * 1：都市的地域（市街化が進行している地域又はこれに準ずる地域。以下同じ。）の場合
 * 2：自然的地域（森林、湿地等多様な生物が生息・生育する地域その他の自然環境の豊かな地域。以下同じ。）の場合
 * 3：高架式で大型車の交通量が多い場合
 * 4：掘削式の場合
 * 5：掘削式の場合
 * 6：放射性物質が相当程度拡散・露出するおそれがある場合

別表 3—3 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（鉄道・軌道）

事業の種類	影響要因の区分	鉄道・軌道				存在・使用	列車の走行 （駅舎等の使用 通量の増加を 含む。）
		例 建設機械 等の稼働 の稼働	工事 資材運搬 等の車両 の走行	工事 切土工等 の工作物 の除去	工 事用道 路、工事 ヤード等 の設置		
調査・予測・評価の項目	調査・予測・評価の項目	二酸化窒素又は窒素酸化物 △*1	△*1	△*1			△*4
							一酸化窒素又は硫黄酸化物
大気質	浮遊粒子状物質						
	浮遊塵埃						
大気質	粉じん	○	○				
	大気質に係る有害物質等						
騒音・低周 波音	騒音	○	○				○
	低周波音						△*3
振動	振動	○	○				○
振動	臭気指数又は臭気の濃度						
振動	特定悪臭物質						
水質	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	○				○
水質	水質	溶解酸素濃度					
水質	水質	健康項目等					
水質	水質	底質に係る有害物質等					
水質	水質	河川等の流量、流速及び水位					
水質	水質	通風及び採光					
水質	水質	土壌に係る有害項目					
水質	水質	土地の安定性					
水質	水質	地盤を特徴づける生態系					
水質	水質	保全すべき種					
水質	水質	植物					
水質	水質	緑の量					
水質	水質	生態系					
水質	水質	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					
水質	水質	眺望景観					
水質	水質	自然とのふれあいの場					
水質	水質	指定文化財等					
水質	水質	歴史・文化財					
水質	水質	日照障害					
水質	水質	電波障害					
水質	水質	局所的な風の発生状況					
水質	水質	廃棄物等					
水質	水質	雨水及び処理水					
水質	水質	温室効果ガス					
水質	水質	オゾン層破壊物質					
水質	水質	放射線の量					

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合
 *2：自然的地域の場合
 *3：列車が高速でトンネルに進入する場合（反対側のトンネル口への影響）又は高架式の場合
 *4：著しい交通量の増加が想定される場合
 *5：掘削式の場合
 *6：掘削式の場合
 *7：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3-4 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（飛行場）

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の別	工事				飛行場																												
		建設機材の資材運搬等造成等の工				飛行場の存在		存在・共用																										
		稼働	資材運搬等の車の走行	飛行場の場内のみ	飛行場	飛行場	飛行場	飛行場	飛行場施設の供用（周辺交通量の増加を含む。）																									
調査・予測・評価の項目 大気質 騒音・低周波音 振動 悪臭	環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目 水質	二酸化窒素又は窒素酸化物 二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質 炭化水素 粉じん 大気質に係る有害物質等 騒音・低周波音 振動 悪臭	二酸化窒素又は窒素酸化物 二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質 炭化水素 粉じん 大気質に係る有害物質等 特定悪臭物質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 浮遊物質濃度 窒素及びリン 水温 水素イオン濃度 溶解酸素量 その他の生活環境項目 健康項目等 油熱減量 過ワンプラグ/履カリウムによる燃費消費量 底質に係る有害物質等 底質に係る有害物質等	河川等の流量、流速及び水位 地下水の水位及び水質 温泉及び温泉 堤防、水門、ダム等の施設 土壌に係る有害項目 地盤沈下 土地の安定性 地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性 保全すべき種 健全すべき種 植生及び保全すべき群落 緑の量 地産を特徴づける生態系 景観資源（自然の景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観 自然とのふれあいの場 指定文化財等 埋蔵文化財 日影の状況 電波受信状況 局所的な鳥の発生状況 医薬物 残土 雨水及び処理水 温室効果ガス オゾン層破壊物質	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																			
																一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	放射線の量															
																人と自然との豊かなふれあいの場の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物 植物 緑の量 生態系	保全すべき種 健全すべき種 植生及び保全すべき群落 緑の量 地産を特徴づける生態系	保全すべき種 健全すべき種 植生及び保全すべき群落 緑の量 地産を特徴づける生態系	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	△*1 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○	△*2 ○
																人と自然との豊かなふれあいの場の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場 歴史・文化財 日照阻害 電波障害 風害 医薬物等 残土 雨水及び処理水 温室効果ガス オゾン層破壊物質	自然とのふれあいの場 指定文化財等 埋蔵文化財 日影の状況 電波受信状況 局所的な鳥の発生状況 医薬物 残土 雨水及び処理水 温室効果ガス オゾン層破壊物質	自然とのふれあいの場 指定文化財等 埋蔵文化財 日影の状況 電波受信状況 局所的な鳥の発生状況 医薬物 残土 雨水及び処理水 温室効果ガス オゾン層破壊物質	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○					

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 *1：都市的地域の場合 *2：自然的地域の場合 *3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3—6 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（高層建築物）

事業の種類	影響要因の区分		高層建築物			
	環境影響要因の例	建設機械の稼働	工事 資材運搬等 の車両の走行	造成等の工 事	敷地及び施 設の存在 及び人の利 用	存在・供用 自動車交通 の発生
調査・予測・評価の項目	環境影響要因の例	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○		○
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物				
大気質	大気質	浮遊粒子状物質				○
		炭化水素 粉じん	○	○	○	
騒音・低周波音	騒音・低周波音	大気質に係る有害物質等				
		騒音 低周波音	○	○		○
振動	振動	振動	○	○		○
		臭気指数又は臭気の濃度				
悪臭	悪臭	特定悪臭物質				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				
水質	水質	浮遊物質重量		○		
		底質				
水象	水象	地下水の水質				
		河川等の流量、流速及び水位				
土壌	土壌	地下水の水位及び水脈		○		
		地盤沈下				
地象	地象	埋防、水門、ダム等の施設				
		土地の安定性				
動物	動物	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				
		地表土の状況及び生産性				
植物	植物	健全すべき種			△*1	
		健全すべき種			△*1	
生態系	生態系	健全すべき種			△*1	
		健全すべき種			△*1	
景観	景観	地域を特徴づける生態系			△*1	
		景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）			△*1	
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	眺望景観			○	
		自然とのふれあいの場			△*1	
史跡・文化財	史跡・文化財	指定文化財等			△*1	
		埋蔵文化財			△*1	
日照障害	日照障害	日影の状況			○	
		電波障害			○	
風害	風害	局所的な風の発生状況			○	
		建築物等			○	
残土	残土	雨水及び処理水			○	
		温室効果ガス		○		○
オゾン層破壊物質	オゾン層破壊物質	オゾン層破壊物質			○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*2	△*2	△*2	

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 * 1：立地条件による
 * 2：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3-1-7 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表 (住宅団地・区画整理)

(整理)

事業の種類	影響要因の区分	住宅団地・区画整理						
		建設機械の稼働	工事 資材運搬等の車の走行	造成等の工 事	造成地の存 在	施設の存在 居住施設の 供用	業務用施設 の供用	自動車交通 の発生
調査・予測・評価の項目	環境影響要因の例	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質						
		酸化水素						
		粉じん	○	○				
		大気質に係る有害物質等						
		騒音・低周 波音	○	○				△*3 ○
		振動		○				○
		悪臭						
		特定悪臭物質						
		臭気指数又は臭気の濃度						
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○
		浮遊物質濃度						
		窒素及び燐						
		水素・オゾン濃度						
		溶解酸素量						
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
		強熱風速						
		過剰電力消費量						
		底質に係る有害物質等						
		地下水の 水質						
		地下水の 河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈						
		温泉及び鉱泉						△*2
		堤防、水門、ダム等の施設						
		土壌に係る有害項目						
		土壌						
		地盤沈下						
		土地の安定性						△*2
		地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む。)						○
		表土の状況及び生産性						○
		動物						○
		保全すべき種						○
		植物						○
		野生及び保全すべき群落						△*1
		緑地の量						○
		生態系						○
		景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源)						○
		景観						○
		自然との豊かな れあいの場						○
		自然とのふれあいの場						○
		史跡・文化財						○
		埋蔵文化財						○
		日照障害						
		電波障害						
		電波受信状況						
		風害						
		医薬品等						○
		殺虫剤						○
		雨水及び処理水						○
		温室効果ガス						○
		オゾン層破壊物質						○
		一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目						
		放射線の量						△*5
		放射線の量						△*5
		放射線の量						△*5

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 *1：都市的地域の場合 *2：水田地域に立地する場合
 *3：商業施設等、業務施設の内容による *4：騒音を生じる施設であって、自然的地域の場合
 *5：放射性物質が相当程度散逸・流出するおそれがある場合

別表 3—8 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（工業団地・流通業務施設）

事業の種類	影響要因の区分	工業団地・流通業務施設																													
		建設機械の稼働	工事			造成地の存在	存在・共用																								
			資材運搬等の車両の走行	近隣等の工事	在		工業団地建設	流通業務施設	工業団地	流通業務施設																					
調査・予測・評価の項目	環境影響要因の別	稼働	稼働	資材運搬等の車両の走行	近隣等の工事	在	存在	工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設																
																二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																二酸化硫黄又は硫酸酸化物															
																浮遊粒子状物質															
																酸化水素															
																動じム	○	○	○												
																大気質に係る有害物質等															
																騒音・振動	○	○	○												
																低周波音															
																振動	○	○	○												
																悪臭															
																特定悪臭物質															
																生物化学的腐敗要求量又は化学的腐敗要求量															△*4
																浮遊物質															
																底質															
河川等の流量、流速及び水位																															
地下水の水位及び水質																															
地すべり																															
土壌																															
土壌に係る有害項目																															
地盤																															
地盤沈下																															
地象																															
動物																															
植物																															
生態系																															
景観																															
景観資源（景観資源）																															
景観資源（自然景観資源及び歴史的景観資源）																															
人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目															

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合
 *2：立地条件による
 *3：水田地域に立地する場合
 *4：卸売市場等で相当程度の洗浄水等を使用する場合
 *5：業種による
 *6：放排水が相当程度処理・流出するおそれがある場合

別表 3-9 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表 (研究所・学校)

影響要因の区分	環境影響要因の別	研究所・学校				
		工事	存在・供用	自動車交通		
調査・予測・評価の項目	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成地の存在	構造物の存在	学校・研究所の稼働	自動車の発生
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物					
	浮遊粒子状物質					
	炭化水素					
	粉じん	○	○			△*3
	大気質に係る有害物質等					
	騒音・低周波音	○	○			△*3
	低周波音					
	振動	○	○			△*3
	振動					
	悪臭					△*3
	悪臭					△*3
	悪臭					△*3
	悪臭					△*3
	水質	地下水の水質				
地下水の水質に係る有害項目						
河川等の流量、流速及び水位						
地下水の水位及び水質						△*2
湧泉及び鉱泉						
堤防、水門、ダム等の施設						
土壌						△*3
土壌						
地盤						
地盤沈下						△*2
土地の安定性						○
地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む。)						○
地表の状況及び生産性						○
動物						○
動物						○
植物					○	
植物					○	
緑地の量					△*1	
生態系					○	
生態系					○	
景観					○	
景観					○	
景観					○	
自然とのふれあいの場		○				
自然とのふれあいの場					○	
史跡・文化財					○	
指定文化財等					○	
埋蔵文化財					○	
日照阻害						
日照阻害						
電波障害						
電波障害						
風害						
風害						
廃棄物等					○	
廃棄物等					○	
雨水及び処理水					○	
温室効果ガス		○			○	
温室効果ガス		○			○	
ホロン属破壊物質					○	
放射線の量		△*4				
放射線の量		△*4				
放射線の量		△*4				

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 *1：都市的地域の場合
 *2：水田地帯に立地する場合
 *3：研究施設等の内容による
 *4：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表 3-1-1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（浄水施設、変電所）

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の別		浄水施設、変電所							
	調査・予測・評価の項目	建設機械の稼働	存在・供用		施設の稼働					
			工事	浄水施設、変電所						
	河川	材料運搬等の車の走行	浄水地の存在	構築物の存在	変電所					
調査・予測・評価の項目	環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	○							
						二酸化窒素又は窒素酸化物	○			
						二酸化硫黄又は硫黄酸化物				
						浮遊粒子状物質				
						溶存酸素				
						濁り				
						大気質				
						大気質に係る有害物質等	○			
						騒音・低周波音				
						騒音	○			
						振動				
						振動	○			
						臭気				
						臭気指数又は臭気の濃度				
						特定悪臭物質				
環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	○							
						浮遊物質				
						溶存酸素				
						その他生活環境項目				
						健康項目等				
						強熱減量				
						過ブタン酸カリウムによる酸害同費量				
						底質に係る有害物質等				
						地下水の水質				
						地下水の水質に係る有害項目				
						河川等の流量、流速及び水位				
						地下水の水位及び水脈				
						温泉及び鉱泉				
						堤防、水門、ダム等の施設				
						土壌に係る有害項目				
土壌										
地盤										
土地の安定性										
地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）										
表土の状況及び生産性										
動物										
植物										
生態系										
景観										
景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）										
自然とのふれあいの場										
歴史・文化財										
日照障害										
電波障害										
風害										
放射線等										
環境への負荷の量の程度に上り予測及び評価されるべき項目										
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目										
放射線の量										
放射線の量	△*2									

○：構造的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 *1：都市的地域の場合 *2：放射性物質が相当程度低減・流出するおそれがある場合

別表 3-1-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（土石の採取）

事業の種類		土石の採取						
環境影響要因の区分		土石等の採取場 の存在	工作物・機械類 の存在	土石の採取行為（重機等の稼働を含む。）	土石の運搬車両の走行			
調査・予測・評価の項目	環境影響要因の例	存在・供用						
		○						
		二酸化窒素又は窒素酸化物						
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						
		浮遊粒子状物質						
		酸化水素			○			
		粉じん			○			
		大気質に係る有害物質等						
		騒音・低周波音			○			
		振動						
		悪臭						
		臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
		水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				
				浮遊物質重量				
				窒素及びリン			○	
				水素イオン濃度				
				溶解酸素量				
				その他の生活環境項目				
				健康項目等			○	
				強熱減量				
				過ベンゼン酸カリウムによる酸素消費量				
				底質に係る有害物質等				
		地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					
		水象	河川等の流量、流速及び水位					
			地下水の水位及び水脈					
			温泉及び鉱泉					
			堤防、水門、ダム等の施設					
土壌に係る有害項目				○				
地象	地盤沈下							
	土地の安定性	○						
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）			○				
動物	表土の状況及び生産性							
	保全すべき種			○				
	保全すべき種			○				
	植物			○				
	植生及び保全すべき群落			○				
	緑の量			○				
	生態系			○				
	地域を特徴づける生態系			○				
	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）			○				
	眺望景観		○					
景観	自然とのふれあいの場			○				
	自然とのふれあいの場	○						
	指定文化財等		○					
	史跡・文化財		○					
	埋蔵文化財							
	日照障害							
	電波障害							
	風害							
	廃棄物等			○				
	雨水及び処理水							
温室効果ガス			○					
オゾン層破壊物質								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	放射線の量			△*1				
	放射線の量				△*1			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量			△*1				
	放射線の量				△*1			

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
*1：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

第一の別表五に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	1 放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は低減と。
----------------------------	-----------------------------

に努めるこ

第一の別表六に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	1 放射性物質を含む粉じんの発生を抑えること。 2 放射性物質を含む表土の降雨による水の濁りの発生 3 放射性物質を含む廃棄物や建設発生土の発生を抑え 4 放射性物質の拡散・流出の防止に努めること。
----------------------------	--

を抑えること。
ること。

第二に次のように加える。

21 放射線の量

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

放射線の量

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 放射線の量の状況（空間線量率等によって把握されるもの）

(1) その他の予測・評価に必要な事項

a 気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

c 水象、水質その他の水に係る環境の状況

d 水域利用の状況

e 対象事業等実施区域の土地変化の履歴

f 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

事業を実施することにより、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

(イ) 調査地点

放射線による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

放射線による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

放射線の量の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 保全対象における放射線量が上昇しないか定性的に予測する手法

(イ) 環境保全措置を見込まない場合と環境保全措置を講じた場合を比較する手法

(ウ) 類似事例又は既存知見に基づき推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地改変計画、工事計画、埋立計画等

(イ) 地域特性に係る条件

a 放射性物質の拡散に影響を及ぼす気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

b 大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

c 水象、水質その他の水に係る環境の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 水域利用の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及

び住宅の分布状況

ｃ 将来の放射線の量の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

放射線による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

放射線による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

放射線による影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示す観点から評価する方法

ア 放射線量の上昇が、事業者等により実行可能な範囲内で回避され、又は

低減されているかどうかを明らかにする。

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十号

平成二十七年埼玉県告示第七百二十九号で公示した公共測量は、平成二十七年九月二十五日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

久喜市

四 作業期間

平成二十七年十月十三日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

三 作業地域

志木市

四 作業期間

平成二十七年九月七日から平成二十八年二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十三号

測量計画機関である北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

桶川市川田谷地内外

四 作業期間

平成二十七年九月九日から平成二十八年一月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千百六十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	根岸本町線	埼玉県川口市本町三丁目二四番一 地先から 埼玉県川口市本町三丁目四九番一 地先まで

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第七条第一項の規定により、次の住宅地造成事業に関する工事が完了したので公告する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 認可番号

平成十三年三月二十七日指令開指第四四―〇〇四四七号

二 検査済証番号

平成二十七年十月十三日都計第三四五号

三 施行地区又は工区に含まれる地域の名称

埼玉県日高市横手一丁目千番三、同番百十八、同番百十九、同番百二十
（第十五工区）

四 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号
西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、白岡市から蓮田都市計画事業野牛・高岩土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年十月八日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

鈴木 銈三郎

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第六六五〇号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第千百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額
33,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立越谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額
758,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立宮代特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額
319,593,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2
- 5 落札金額
539,892,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川越特別支援学校及び埼玉県立所沢特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グランシャリオ202
- 5 落札金額
321,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立和光南特別支援学校及び埼玉県立浦和特別支援学校スクールバス運行
業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま
市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グラン
シャリオ202
- 5 落札金額
463,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立秩父特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ファースト秩父バス 埼玉県秩父市品沢字宮前494番地1
- 5 落札金額
149,990,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立狭山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋4丁目1番35号
- 5 落札金額
183,474,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立騎西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額
175,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立深谷はばたき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ファースト秩父バス 埼玉県秩父市品沢字宮前494番地1
- 5 落札金額
191,758,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月10日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 金明町鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字安行原字久保二二四 九番三地先から同市大字安行原 字久保二一六一番六地先まで		区 間
二四・七六) 一二・二八	一〇・五〇) 八・〇三	敷地の幅員 (メートル)
九三・四〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字安行原字久保二二七 七番一地先から同市大字安行原 字久保一九九八番一地先まで		区 間
一二・〇〇 〇〇 〇〇	八・九〇 〇〇 〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一二三二・九〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市上福岡二丁目一五七九番一地 先から同市上福岡二丁目一五七九番四〇地 先まで
供用開始の期日	平成二十七年十月十六日
備 考	平成二十七年一月三十日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路区域の供用開始 である。 延長四一・二〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年三月十七日

指令川建セ第二六〇一二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十月九日

川建セ第二七〇〇五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字一ツ木字本村二百八十三番三、二百八十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市下奈良七百七十三番地四 熊谷下奈良住宅三、一〇一

原 旭朗

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第五号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十七年十 月九日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡神川町大字植竹字塚谷二百五十五 番十四
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	七十四・三三
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県蕨市錦町六丁目千八百十三番二から 埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百四十二番二地先まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町六丁目二千四百四十八番から 埼玉県蕨市錦町六丁目二千四百四十三番三まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百五番一から 埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百二番三まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町六丁目二千六百六十番二から 埼玉県蕨市錦町六丁目二千七百七十四番四まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町五丁目二千七十八番十一から 埼玉県蕨市錦町六丁目二千八百八十二番三まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町五丁目二千二百十六番四から 埼玉県蕨市錦町五丁目二千二百十七番二地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十四・六</p> <p>五十・三</p> <p>三十九・七</p> <p>四十五・九</p> <p>三十七・八</p> <p>四十二・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>十五・五〇</p> <p>四・〇〇</p> <p>十一・〇〇</p> <p>十六・〇〇</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年九月三十日

指令越建セ第二七〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十七年十月六日

越建セ第二九三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字姥ヶ谷千二百五十四番四、千二百七十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年十月八日

指令越建セ第二六〇〇五一二号

二 検査済証番号

平成二十七年十月八日

越建セ第三〇二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目六十九番一、七十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目八番十五号 山口 功

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十七年十月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第207号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年10月16日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
埼玉県自動車学校	代表者の氏名	鈴木 美孝	金子 展明
東松山自動車学校			